

厚生労働省発基安0213第2号

令和5年2月13日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令案要綱

第一 ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正

一 性能検査における自主検査結果の活用

1 ボイラー及び圧力容器安全規則（以下「ボイラー則」という。）第四十条第一項ただし書のボイラーに係る性能検査を受けようとする者は、登録性能検査機関（労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が当該性能検査を行う場合にあつては、所轄労働基準監督署長）に対し、自主検査の結果を明らかにする書面を提出することができるものとする。

2 ボイラー則第七十五条第一項ただし書の第一種圧力容器に係る性能検査を受けようとする者は、登録性能検査機関（法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が当該性能検査を行う場合にあつては、所轄労働基準監督署長）に対し、自主検査の結果を明らかにする書面を提出することができるものとする。

二 移動式第一種圧力容器に係る規定の整備

1 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した移動式第一種圧力容器について、申請者に対し検査証を交付するものとする。

2 事業者は、第一種圧力容器を設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、設置届に明細書並びに第一種圧力容器の設置場所の周囲の状況及び配管の状況を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものとしているところ、当該提出の対象となる第一種圧力容器から、移動式のものを除くものとする。

3 移動式第一種圧力容器を設置しようとする者は、所轄労働基準監督署長の認定を受けた事業者を除き、あらかじめ、設置報告書に明細書及び検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものとする。

4 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した移動式第一種圧力容器について、申請者に対し検査証を交付するものとする。

5 第一種圧力容器を設置した者は、所轄労働基準監督署長が検査の必要がないと認めたものを除き、法第三十八条第三項の規定により、当該第一種圧力容器及びその配管の状況について、所轄労働基準

監督署長の検査を受けなければならないものとしているところ、当該検査の対象となる第一種压力容器から、移動式のものを除くものとする事。

6 移動式第一種压力容器を設置している者は、検査証を滅失し、又は損傷したときは、検査証再交付申請書にボイラー則第六十条第二項各号の書面を添えて、当該検査証を交付した者に提出し、その再交付を受けなければならないものとする事。

7 移動式第一種压力容器の検査証の再交付を受けた者は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出て、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載を受けなければならないものとする事。

8 事業者は、移動式第一種压力容器の管理に当たっては、検査証又はその写を第一種压力容器取扱作業主任者に所持させなければならないものとする事。

9 ボイラー則第七十二条の規定にかかわらず、構造検査又は使用検査を受けた後設置されていない移動式第一種压力容器であつて、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該移動式第一種压力容器の検査証の有効期間を構造検査又は使用検査の日から起算して二

年を超えず、かつ、当該移動式第一種圧力容器を設置した日から起算して一年を超えない範囲内で延長することができるものとする。

三 検査証等の様式の改正

登録製造時等検査機関が交付する検査証等の様式について、二の改正に伴う所要の改正を行うこと。

四 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、令和五年四月一日から施行すること。

二 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（三において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすものとする。

三 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。